諮問第5号

人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて

宝塚市の区域の人権擁護委員13人のうち1人の任期が、平成31年3月31日をもって満了するため、次の者を委員の候補者として法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

平成30年(2018年)12月11日提出

宝塚市長 中川 智子

人権擁護委員の候補者として推薦しようとする者

住 所

氏 名 間 瀬 順 子

諮問第5号

人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者として推薦しようとする者

 住 所

 氏 名

 間 瀬 順 子

生年月日学 歴

職

歴

昭和49年 4月 通商株式会社勤務

平成 8年 9月 宝塚市美座地域まちづくり協議会役員(広報担当)

平成13年12月 民生委員・児童委員

現在に至る。

平成15年10月 宝塚中学校学校評議員

現在に至る。

平成21年 4月 宝塚市美座地域まちづくり協議会総務部部長

平成25年 4月 人権擁護委員

平成26年 4月 宝塚市美座地域まちづくり協議会会計

平成28年 4月 人権擁護委員

現在に至る。

平成30年 4月 宝塚市美座地域まちづくり協議会総務部部長

現在に至る。

人権擁護委員法(抜粋)

(委員の推薦及び委嘱)

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

- 2 前項の法務大臣の委嘱は、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)が推薦した者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域(北海道にあつては、第16条第2項ただし書の規定により法務大臣が定める区域とする。以下第5項において同じ。)内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならない。
- 3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4~8 (略)

諮問第6号

人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて

宝塚市の区域の人権擁護委員13人のうち1人の任期が、平成31年3月31日をもって満了するため、次の者を委員の候補者として法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

平成30年(2018年)12月11日提出

宝塚市長 中川 智子

人権擁護委員の候補者として推薦しようとする者

住 所

氏 名 福 住 恭 子

諮問第6号

人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて 人権擁護委員の候補者として推薦しようとする者

